

神興

郷づくりの会

神興地域郷づくり推進協議会

平成
19年度

活動
の
記
録

神興地域で「郷づくり」活動が始まっています。

「郷づくり」って何？

平成19年度から福津市内の8地域で“市民の、市民による、市民のための地域づくり活動”「郷づくり」が始まっています。これは、地域分権、地域自治の実現に向け、自分たちの地域が抱える課題を自らの力でスピーディーに解決し、より住みよい快適な地域にしていこうとする「市民活動」です。

「神興地域づくり計画」とは？

神興地域の「郷づくり」を進めるための具体的な計画です。

「神興地域づくり計画」は、自治会の会長を始め、計画策定の呼びかけに応じた地域住民の手によってまとめあげたものです。将来像を“あいたい”故郷。神興。と掲げ、「福祉」「子育て」「防犯・防災」「環境」を基本的なテーマに、課題の抽出や実行スケジュール、取り組むべき重点プロジェクトなど具体的な戦略を提案しています。

「神興郷づくりの会」

神興地域郷づくり推進協議会

- H19.4/24 神興地域郷づくり準備会議
- 5/14 神興地域郷づくり準備会議
- 5/28 神興地域郷づくり推進協議会設立総会
- 7/9 第1回 役員会
- 9/10 第2回 役員会
- 11/12 第3回 役員会
- 12/10 第4回 役員会
- 1/21 第5回 役員会
- 2/17 市長と語ろう！郷づくり 41人参加
- 3/10 第6回 役員会

「神興地域自治会連合会」

「神興まちづくり会」

「豊かな心を広げよう会」

会長あいさつ

平成19年5月。神興地域の三つの団体「神興地域自治会連合会」「神興まちづくり会」「豊かな心を広げよう会」を構成団体として「神興地域郷づくり推進協議会」が発足しました。「神興地域郷づくり推進協議会」は、私たちが住む神興地域を私たちの手によってもっと住みやすくしていくための新しい組織です。今は、三団体で構成していますが、今後、神興地域内を拠点として活動されている他の団体にも働きかけ、この輪を広げていきたいと思っています。ここに、平成19年度「神興地域郷づくり推進協議会」として活動しましたことを「活動の記録」として報告します。ご覧をいただいて、ご意見やご提案をたくさんお寄せください。皆さんからのご意見やご提案をもとに、平成19年度の活動を振り返り、改善を重ねることによって、皆さんに支持される組織体へと成長させていく所存です。神興地域の皆さん全員の「郷づくり活動」への積極的な参加をお待ちしています。

平成20年3月
神興地域郷づくり推進協議会
会長 成富 勝義

<http://wagamachi.city.fukutsu.lg.jp/>

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1-1 福津市行政経営推進室 TEL0940-43-8121 FAX0940-43-3168

神興地域自治会連合会

自主防災組織部

地域内の公共ニーズ（個人や家族では解決できない問題）に、行政と「共働」して対応する組織の一つとして、神興地域自治会連合会を創設しました。

連合会では平成17年の福岡西方沖地震の教訓や、西山活断層の現況から郷づくり推進事業の一環として、自主防災組織の確立をテーマに取り組んでいます。以下はその活動報告です。

■福岡市民防災センター見学研修会

10月13日 各自治会から54名が参加。

「災害を知る」ことを目的に、震度7、風速30mや煙の怖さを体験しました。



初期消火の大切さを学びました



防災講話の受講



消防服の重さを体験

神興地域自治会連合会

自主防災のための「ライフライン講演会」

12月14日 「地域を知る」ことを目的に、地域に生活エネルギーを供給しているライフラインの現状と、災害発生時の注意点、対応、復旧時の問題点などを知るため、九州電力、福津市水道課、西部ガスのご協力で講演会を開催しました。

■九州電力の話

<災害が起きたら>

- ・ 切れた電線を見つけたら、絶対にさわらず九州電力へ連絡してください。
- ・ 避難する時は、自宅の分電盤のリミッター・ブレーカーを切ることを忘れないようにしましょう。



■西部ガスの話 ・ガスステーションの「ガス発生装置」は震度5で停止します。



震度5でガスを遮断する
マイコンメーター



■福津市水道課の話 ・神興地域の水道水は宗像市の釣川水系から供給されています。



神興地域自治会連合会

地震災害を想定した「防災図上訓練」と「災害伝言ダイヤル講習会」

1月20日 県の消防防災安全課に講師をお願いして「防災図上訓練」を行いました。
またNTT西日本・災害対策室に「災害伝言ダイヤル171」の操作方法の説明を受けました。



課題の提示



グループで検討



マーカーやドットシールで防災資源の確認



グループで話し合った結果の発表

NTT 災害用伝言ダイヤル171

NTT 災害用伝言ダイヤルは災害時の安否情報をやり取りできるサービスです。「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行ってください。



環境創造部会

神興まちづくり会では、快適で住みよい地域づくりのための活動や作業を定期的に行っています。

冠山登山道の整備

福津三十六景のひとつに選定された冠山。森林浴を楽しみ、安全に登りができるよう登山道の整備や草刈り、樹木の名札付けなどを行いました。

4月29日(日)
秋から育てていたメダカ1000匹を子どもたちと一緒に冠川へ放流しました。



花壇の手入れ 季節ごとに花を植えかえたり、花壇の手入れをしたり。憩いのスペースづくりをしています。

身近なまちづくり部会

不法投棄物の回収や違反広告物の撤去、冠川の清掃、通学路の整備などの作業をしました。



不法投棄物の回収
こんなに沢山捨てられています。



冠川の清掃 川の中へのポイ捨てが少なくなりました。



違反広告物の撤去



雨の日も頑張っています。



なかなか剥がれません。

clean up

子育て応援部会

「てくてく」とは、乳幼児とその保護者が、好きな遊びを見つけて自由に遊びます。地域の人の見守られ、お互いに支え合いながら安心して子育てできる身近な場所です。



場 所 東部児童館
対 象 乳幼児とその保護者
開設日 毎月第2火曜日・第4水曜日
時 間 10:30 ~ 12:30



7月10日(金)
みんなてカレーようびを実施しました。



子ども元気部会

「わいわい」とは、神興小学校区の子どもの居場所のひとつとして「わいわい」を開設して6年、今では大学生や中学生の参加も増えて、異年齢の交流の場になっています。

「わいわい」は子どもたちが自由に集まって自由に遊ぶところです。(月1回 東部児童館 小中学生向け)



ご飯の仕込み方を学びました



今年は工作や料理づくりに挑戦しました!

おひなまつりのために
紙コップを利用して
お雛様を作りました。

♡かわいいでしょ♡



あつたか助け合い部会

高齢者を「ひとりぼっち」にしない、元気な仲間づくりをモットーにいろいろな交流会を開催しています。

名画鑑賞会

各区の公民館や集会所での名画の鑑賞会など高齢者のつどいを実施しました。



「熟年まなび塾」を見学

飯塚市の「熟年まなび塾」を見学に行きました。小学校を拠点にして高齢者と子どもたちとの交流が楽しく行われていました。



合同イベント

うまくソーメンが流れますように。

7月22日(日)に、神興小学校で「ソーメン流し」を
10月7日(日)に第2回「竹灯まつり」を開催しました。

ソーメン流しを楽しんだあとはスイカ割りもしました。



みんなで交流部会

毎月「お知らせ版」を刊行し、神興まちづくり会の活動内容を地域にお知らせしています。

平成20年2月16日(土)には、冠区の皆さんの協力を得て、冠地域史跡案内看板を設置しました。



豊かな心を広げよう会

子どもたちの健やかな成長を願って

「豊かな心を広げよう会」は学校と家庭・地域がつながりあって、神興小学校校区の子どもたちを見守り、心豊かな子に育てていきたいと思いますという会です。

本年度の主な活動

☆校区クリーン作戦 10月26日(金)

子どもたちが、日頃、登下校で歩いている道や放課後よく遊んでいる公園をきれいにする作業(草取り・ごみひろい)を行いました。豊かな心を広げよう会のメンバーと保護者、子どもたちが一緒になって、ともにいい汗をかくことができました。

空缶や雑草など100個以上のゴミ袋になってしまいました。

きれいな神興地域にしていくために皆さんの協力をお願いします。



豊かな心を広げよう会

☆ふれあいフェスタ 11月18日(日)

「ふれあいフェスタ」は、地域と学校、保護者がふれあう行事です。

今年は、高学年児童が運営する体験コーナー、福岡第一高等学校吹奏楽部のコンサートなどを行いました。体験コーナーでは、「点字・手話」「高齢者」「竹馬」「茶道」「スナッグゴルフ」「ストロー笛」などのコーナーを設け、子どもたちとの交流を楽しみました。



竹馬体験



茶道体験



高齢者体験



ストロー笛体験



手話体験



余剰品/バー



スナッグゴルフ体験



児童のコーナー



福岡第一高等学校吹奏楽部を招いての
ふれあいコンサート

豊かな心を広げよう会

☆環境美化活動 11月2日(金)

子どもたちと一緒に花を植え、小学校を花いっぱいにしました。



☆あいさつ運動

毎日の取組みとして、子どもたちの登校にあわせて、あいさつ運動を実施しました。



おはようございます。



☆農業体験活動

いもの苗植えや稲刈りなど、子どもたちと一緒に農業の体験活動をしました。



これからも、豊かな心を育むために、子どもたちとともに活動を続けていきます。

豊かな心を広げよう会事務局 神興小学校内TEL42-0685

神興地域郷づくり推進協議会会則

(名称) 第1条

本会は、神興地域郷づくり推進協議会と称します。

(目的) 第2条

本会は、相互扶助の精神に則った民主的で連帯感のある温かな地域社会づくりを目的とします。

(構成地域) 第3条

本会の構成地域は、手光区、冠区、小竹区、東福岡1区、東福岡2区、東福岡3区、東福岡4区、東福岡5区、東福岡6区、東福岡7区、東福岡8区、東福岡9区、東福岡10区、東福岡11区、高平区、光陽台4区、光陽台5区及び光陽台6区とします。

(事務所) 第4条

本会の事務所は、神興小学校内に置きます。

(事業) 第5条

本会は、「神興地域郷づくり計画」に基づく事業及び本会の目的達成のため必要な事業を行います。

(役員等) 第6条

本会に次の役員を置きます。ただし、役員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができます。

- | | | | |
|----------|----|-------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (4) 会計 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 | (5) 理事 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 | (6) 構成団体の代表 | 若干名 |

2 本会は、行政区長と連携を密にして事業の推進を図ります。

(役員の任務) 第7条

役員の任務は、次のとおりとします。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その任務を代行します。
- (3) 事務局長は、本会の庶務を掌ります。
- (4) 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理の収支を記録し、決算報告を行います。
- (5) 理事及び構成団体の代表は、本会の目的を達成するための事業の実施に当たります。

(役員の任期) 第8条

役員の任期は、1年とします。ただし、再任を妨げません。

- 2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会長の再任は、原則として連続2期を超えることができません。

(役員会の任務) 第9条

役員会は、次の事項について協議決定します。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会議決事項の具体化の方策
- (3) その他本会の目的達成のため必要な事項

(総会) 第10条

総会は、年度当初に開催する定例総会及び臨時総会とします。

- 2 総会は、会長が招集します。
- 3 総会は、構成員の2分の1以上の出席により成立します。
- 4 総会の議長は、当該総会に出席した構成員の中から選出します。
- 5 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。
- 6 総会は、次の事項について決議します。

(1) 事業報告及び決算の承認	(4) 監事の承認
(2) 事業計画及び予算の承認	(5) 会則の制定及び改廃の承認
(3) 役員の承認	(6) その他本会の運営に関する重要事項の承認
- 7 総会は公開し、地域住民等への説明責任を果たすものとします。
- 8 総会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができます。

(構成団体) 第11条

本会は、次の団体をもって構成します。

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 自治会連合会 | (3) 豊かな心を広げよう会 |
| (2) 神興まちづくり会 | (4) その他、本会の趣旨に賛同する団体 |
- 2 本会への入退会は、総会の承認を得て行うものとします。
 - 3 各構成団体の代表は、必要に応じ、各構成団体の会議を開くことができます。

(経理) 第12条

本会の経理は、福津市郷づくり推進事業交付金、寄付金、事業活動に伴う収入、資産から生じる果実等をもって充てます。

(会計年度) 第13条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

(監査) 第14条

本会の会計の監査を行うため、構成員の中から2名、監事を選任します。

- 2 監事の任期は、2年とします。
- 3 監事は、毎年1回以上、会計の監査をします。

(雑則) 第15条

この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、軽微なものを除き、総会の承認を得て会長が別に定めます。

附 則

(施行期日) 1 この会則は、平成19年5月28日から施行します。

(経過措置) 2 本会設立初年度の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立にかかる準備を開始した日から平成20年3月31日までとします。